

令和3年度第2回 静岡県環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和3年5月13日（木）午後1時30分から4時00分まで
場 所	静岡県庁別館8階第1会議室A、B、C
出席者 職・氏名	<p>○委員（敬称略、五十音順）11名 岡島 いづみ※、岡田 令子※、岡村 聖※、加須屋 真、小泉 透※、 斎藤 貴江子、坂東 英代、東 恵子、森下 祐一（副会長）、 横田 久理子※、吉崎 真司（会長）</p> <p>○事業者等 株式会社ブルーキャピタルマネジメント※、一般財団法人日本気象 協会※ ※印は、WEBでの参加者</p> <p>○事務局（県側出席者） くらし・環境部環境局生活環境課長 他</p>
審 議	（仮称）函南太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書
配布資料	<p>令和3年度第2回静岡県環境影響評価審査会 次第 出席者名簿（審査会委員、事業者、事務局） 配席図</p> <p>【審議資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料1】 環境影響評価（環境アセスメント）について ・【資料2】 「（仮称）函南太陽光発電事業にかかる環境影響評価方法書」 に関する意見（令和3年4月28日函南町） ・【資料3】 方法書に対する意見の概要 ・【資料4】 【第1回審査会】 静岡県環境影響評価審査会委員からの 意見等に対する事業者の見解 ・【資料5】 （仮称）函南太陽光発電事業にかかる意見等（概要）に対す る事業者見解（函南町長意見は除く） ・別添 各意見に対する事業者の見解補足資料

1 議 事

「（仮称）函南太陽光発電事業にかかる環境影響評価方法書」に関し、事前に出された審査会委員からの意見に対する事業者見解について審議した。

2 審議内容

(1) 審査会成立の確認

委員 15 名中 11 名が出席。静岡県環境影響評価条例施行規則第 46 条第 2 項に基づき、本審査会は開催成立。

(2) 審議事項

「(仮称) 函南太陽光発電事業にかかる環境影響評価方法書」について

開 会

(事務局)

定刻となりましたので、ただ今から令和 3 年度第 2 回環境影響評価審査会を開催いたします。

まず本日の会議の成立要件を確認させていただきます。お手元の資料の次第の次のページの委員表を御覧ください。お手元の委員名簿には 12 名の御出席となっておりますが本日、委員が WEB での御参加に、立蔵委員が御欠席に変更となっております。いま現在、WEB での参加、まだ入られていないようですが、9 名ということで静岡県環境影響評価条例施行規則に定められた「委員の過半数の出席」との本審査会の開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは、次第の 2 に移ります。本日は函南町軽井沢を事業実施想定区域としている太陽光発電所の建設事業「(仮称) 函南太陽光発電事業」に係る環境影響評価方法書について、2 回目の御審議をいただきます。前回は事前に委員からいただいた意見への事業者見解を中心に御審議いただきました。今回は住民の皆様からいただいた御意見をとりまとめた意見概要書と県庁内の各課からの意見に対する事業者見解について事業者の説明を受け、その後、意見交換を行っていただきます。

これらの意見に対する事業者の見解は、前回にも文書で示されましたが、今回の審議会での委員からの御意見を踏まえて内容が見直され、今回、資料 5 に示されております。なお 4 月 28 日に提出されました函南町長意見に対する事業者の見解は、次回の第 3 回の審議会でも示していただきます。町長意見は資料 2 として御用意いたしております。事業者からは、この町長意見に関する御質問につきましても、審議の中で可能な限り回答をいただくことへの了解をいただいております。

続いて、審議における留意事項を御説明いたします。

本日は、一部の委員と事業者はWEBでの御参加となっておりますので、円滑な審議のため、発言者は、発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

それでは、議事の進行につきましては、静岡県環境影響評価審査会の会長をお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

環境影響評価手続の事務局説明（資料1）

（会長）皆様、こんにちは。今日は「（仮称）函南太陽光発電事業」に係る環境影響評価方法書についての第2回目の意見、審議ということになります。時間も限られておりますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは早速、始めさせていただきます。まず初めに、事務局の方から環境影響評価手続について説明をお願いいたします。

（事務局）それでは事務局の方から説明させていただきます。それでは環境影響評価手続ということで資料1の方を御覧ください。

まず1枚目のスライドを御覧いただきたいんですが、環境影響評価の手続は法の手続と条例の手続きというものがあります。これは事業規模などによって区分されておまして、今回の太陽光発電事業は、対象とする敷地面積が65.3haとなっていることから、条例の第1種事業に該当するというので、条例に基づいて環境影響評価の手続が実施されるものです。

下の方のスライドを御覧ください。環境影響評価の手続の流れを御説明いたします。現在一番目の方法書という手続きが進められております。この方法書の手続きが終わりますと、準備書、評価書というふうに下の方に進んでいくことになります。この評価書まで終わりますと、事業者は事業に着手することができるようになります。

環境影響評価条例では、工事中や工事完了後の影響を把握するために、事後調査というのを設けておまして、評価書の後にはその計画を提出してもらい、その計画に基づいた報告をしてもらうということになっております。

今回の方法書の手続きですけれども、方法書において、環境アセスメントの方法の決定を行います。即ち、環境影響評価の項目や調査、予測及び評価の手法を示していただき、それについて御審議いただくことになっております。

続きまして2ページ目を御覧ください。こちらには条例を抜粋して記載してあります。まず条例の第1条なんですけれども、こちらには環境影響評価の目

的が記載してありまして、太字のアンダーラインの引いてあるところを確認していただきたいんですけど、まず目的の中で「事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行う」と、事業者が行うということがここにしっかりと明記されております。そして、「環境影響評価等の結果をその事業の内容に関する決定に反映させ、その事業に係る環境の保全について適正な配慮をされていることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資する。」とされております。

続いて、環境影響とはどういうものかというのが環境基本法に定められておりまして、条例もこちらを準用する形をとっております。環境への負荷、すなわち環境影響とは、人の活動により環境に加えられる影響というふうに定義されております。こちらにつきましては、下の方に書いてありますけれども、自然現象を原因とする人の生命・健康や生活環境の被害を含まない、というふうに「災害」は含まないということが記載されております。

3ページ目を御覧ください。今回、住民の方々や函南町長から御意見をいただきまして、特に災害の懸念に対する多くの御意見をいただいております。これらの懸念については環境影響評価技術指針に基づく項目で審議をしていきます。下の枠の中が環境影響評価の技術指針に定められています項目でありまして、そのうちの太字のアンダーラインを引いてある部分、「水質の汚濁」であったり「土地の安定性」といった項目について、しっかりと意見を述べていく形になります。

下のスライドを御覧ください。こちらは環境影響評価技術指針に記載しております調査地域等の記載を抜き出したものになっております。先ほどの4項目を並べてあるんですけど、こちらの調査地域というものが、4つとも、読んでいただくとわかるんですけど「事業の実施により」「事業の実施によって」ということで、事業の実施が、直接影響を及ぼす範囲に限定されていることが分かります。

最後ですけれども、今回の手続きですが、現在、右側の下にありますアセス審査会の2回目を今回開催させていただいております。今後、3回目を6月に開催しまして、答申をいただき、それを基に知事意見を6月下旬までに述べる段取りとなっております。

事務局からの説明は以上になります。

(会長) ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明についてご質問がございますでしょうか。確認でも結構です。特に確認、御意見というのはよろしいですか。それでは特に確認や御意見はないようでございますので、事業者の

方から御報告をいただきたいのですが、前回の審議会で色々な委員からの御意見が出ておりますので、それに対する御回答、それから住民意見に対する見解、そして県の中の関係各課から出ております意見に対する見解について、を中心にお願いをしたいと思っております。

それから函南町の方から意見があがってきておりますが、これについては次回、集中的に審議をさせていただくとしますが、ただし委員の方からそれに関連する御意見が出た場合には、今日の中で扱うようにさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

事業者説明（資料4）

（会長） それでは早速、事業者の方から見解についての説明をお願いしたいと思います。どこにいらっしゃいますか。事業者さん、聞こえてますか。

（事業者） はい、聞こえております。

（会長） それでは50分ほど時間をとってありますので、よろしくお願ひいたします。

（事業者） それではまず最初に資料4について御説明いたします。資料4につきましては、第1回審査会の意見に対する見解の修正及び追加を説明いたします。

まず最初に資料4の16番についてでございますが、ボーリング調査結果の柱状図につきまして、前回、総合柱状図というふうに説明しておりましたが、表に記載していた柱状図につきましては、調査地点1から6までございますけれども、そのナンバー1の柱状図の状況でございました。柱状図等の資料は添付資料の13から20ページに示しておりますので、御確認いただければと思います。

続きまして意見番号18番でございます。パネルの設置につきまして、表土を剥ぎ取ってローム層に設置すると説明しておりましたが、盛土部は表土を剥ぎ取ってローム層に盛土を設置しますが、伐採だけの場所につきましては、表土はそのままにしてパネルを設置いたします。従って、工事中の濁水の発生個所は切土盛土の地域となります。

続きまして意見番号24番、26のところでございますが、降雨時の濁水の調査

についてでございますが、濁水の調査は「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」によりますと、面的開発なので対応は太陽光発電事業と同じようなことでございますけれども、生活環境への水の濁りの影響については、人間活動からみられる日常的な降雨時を検討しています。しかし今回の調査につきましては安全を配慮して可能な限り降雨の多い時期に調査をしたいと思っております。

意見番号 40 でございますが、底生動物の冬季の調査についての意見でございましたが、冬季に成虫になったりするような種の棲息はないと推測しており、春期以降に成虫として変態するための幼虫などを確認することができる時期と考えています。しかしながら幼虫期に関してある程度時間がかかることから、調査の前後となる秋から春にも調査を実施しますので、幼虫の初期段階や後期段階などの確認ができることから、当該地域における種の観察はできると考えております。

続きまして意見番号 44 でございますが、景観のところ、環境融和色について検討しているかという質問がございましたけれども、景観に融和する色としましては、変電機器等は塗装が可能ですので、ベージュ等の環境融和色を検討いたします。

以上が資料 4 に対します見解の修正及び追加の説明でございます。

引き続き説明してよろしいでしょうか

資料 4 の説明に対する委員の確認質疑

(会長) ちょっと待って下さい。資料 4 について今、委員の皆さんから出た意見に対する事業者さんの見解を述べていただいたのですが、それに対して何か確認とか意見ございますか。ちょっと柱状図については、説明がわからなかったのですが、どうしますか。

(副会長) 今説明された 16 番ですね、総合柱状図ではなくて、NO.1 の柱状図でしたということなので、別添の 13 から 22、柱状図そのものはあるのですが、それに関連して質問させていただきます。柱状図の一つ前のページに、調査位置図というのがありまして、ここに断面線と書いてあるのですが、この断面線は何の断面を示す図でしょうか。まずそれを教えてください。

(事業者) 土量を出すために断面図を抜粋したものです。

(副会長) その断面図というのはそれは地形ですか。何を表示している断面図ですか。

(事業者) 現況の、現況測量の中の断面線を引いて断面図を作りまして、それで造成の設計を行う。

(副会長) そうですね。次のページから柱状図が1から6まであって、私がこの前、柱状図を比較する図を一緒に出して下さいということをやったんですけど、標高を合わせた図ですね、そういうものをお作りになっていないのでしょうか。

(事業者) ここで示している地図はですね、設計が入ったばかりの簡易設計を始めたばかりの時に、暫定で作った図面にして、この調整池の大きさとか形も、現在のものとは違う状態で、とりあえずは仮定の計画でボーリングの位置を落とすとしていったんで、その断面線自体も、断面線の計画はボーリングの結果を落としたポイントとは全く関係がないというか、位置図はあっていますけども、最初の計画の図面です。

(副会長) 断面線については、そういう仮のものかもしれませんが、今私がお尋ねしているのは、ここにボーリング柱状図が6本示されており、前回その6本を標高に合わせて表示して下さいということを申しあげました。これはボーリング柱状図を作成したら、必ずやることなんですね。そうじゃないと、例えばこの添付の13に、柱状図をまとめたものはあるんですけど、これは要するに地表から何メートルの地質の表示でしかないですね。それぞれに火山堆積物層1.2.3.4などと書いてありますが、実際には地表の標高は違うので、それぞれの地表を対比してやる必要があります。そういう図を出して下さいということをお願いしたわけですけども、それは作成されていないのでしょうか。

(事業者) 元々情報につきましては当該地域の地層が概略的にどういう構造をなしているかというのを示すための資料ということで掲載しております。

(副会長) 地表が基準になっていたら何もわかりません。なぜなら標高が違うから。ざっと見てみると、3番と4番は標高がかなり高くて、それで5番、6番が続いて、1番2番はかなり低い。だからそれは標高を合わせて並べてみないと、地表の地層の対比ができません。概略もわからないということになるんですね。

せっかくここまでやられて、それをやられてないというのは、私にとっては非常に不思議なことで、それが前回できてないのであればですね、これは作るの簡単ですから、当然作られているものと私は思っていたんですけども、作られてないんですか。

(事業者) ボーリング地質調査の成果の中に、それぞれの6本の地質図の成果がありましたので、それを解析して、次回、提出させていただきます。

(副会長) これを作らないと、例えばローム層の下のHVBの1とか2が、ほかのボーリングでどこに当たるのかというのが、線を引いてみないとわからないんですね。なのでそれは必ず、次回作って下さい。それと、もうひとつ資料4の28番で私が質問したことなんですけども、ローム層について、このローム層はどこからの由来ですかというのと、聞いたところ、愛鷹ローム層であるというふうに書いてあります。私の質問の趣旨は、方法書の57ページですね、結局これが柱状図の1番だということがわかったわけですけども、そこにローム層、完新世と書いてあります。別添の方にも、ローム層の図が添付の12に書いてあるんですけども、ちょっとこれでは完新世とは思えないのです。なぜ完新世と書いたのか、今そこにいらっしゃる方でお分かりになる方いらっしゃいますか。

(事業者) 確認して回答させていただきます。

(副会長) それは今、この時間内にということですか。

(事業者) 申し訳ありません。ボーリングを実施した業者に確認させていただきます。

(副会長) そうですか。わかりました。じゃあ、それと先ほどの柱状図の標高を合わせた資料を、是非、次回までに作ってくるようにお願いします。

(会長) 今、副会長から質問があった内容、それから次回までにやっていただくことについては、御理解をいただきましたでしょうか。前回の審議会の時にお願ひしたことが、今日見せていただけていないので、もし、次回までにやるべきことの確認が出来ないのであれば、御発言いただければありがたいんですが。大丈夫でしょうか。

(事業者) はい。かしこまりました。

(会長) 是非よろしく願いいたします。

(副会長) 今のところの補足なんですけれども、この目的は、この地域の層状、先ほど事業者さんは概略というふうにおっしゃったんですけれども、そういった層状を調べるというのは基本なんですけど、一番の目的は地域性ですね、どこの場所でどうなっているかということを知るといのがやはり地質を調べる上で重要なことですので、そういう観点で検討していただきたいというふうに思っていますので、お願いします。

(会長) はい、今のお話、土地の安定性というところに影響を及ぼすので非常に重要な課題かというふうに思います。今は方法書についての審議をしているので、地域の基礎的項目としての、いろいろな情報を入手していただいて、今回のボーリング調査の結果も踏まえて、方法書、準備書を作成していく中で、今後必要なボーリング調査等があるのかないのか、そういうことも含めて検討していただきたいと思います。まずは、どこまで何がわかっている、今後、方法書を作っていく、今出しているわけなんですけれども、そこに対して、追加すべきことがあるのかないのかも含めて、しっかり御検討いただいた上で次回、今、副会長の方からお話のあったことについて取りまとめて再提示をお願いしたいと思います。

(副会長) すみません。もう一点、補足ですが、今、1番から6番までボーリングの柱状図があるんですけれども、その後、後日、7番のボーリングをしていますね。これについても同じように表示していただきたいなというふうに思いますのでお願いします。

(会長) はい、それでは本件についてはここまでにさせていただきます、委員からの意見に対する見解として他に委員の皆様から御確認がございますか。では、委員の方からお願いします。

(委員) 資料4の40と42に関連して、42は前回、40に関連して私が出したもののなんですけれども、42では時期については調整させていただきたいというふうに回答されています。40では同じ趣旨の質問なんですけど、そこでは秋季と春季にも実施することから把握はできるというふうに書かれているわけです。そうするとやりませんよということになると思うんですが、どちらが正しいというか、どういうふうに受け取ったらいいのでしょうか。

(事業者) 日本気象協会の方から回答させていただきます。

(事業者) 気象協会です。お世話になります。今お尋ねてくださいました中身としましては、秋と春にですね、調査するといったところで、冬に成長している種に関しても、把握はできていくだろうということで、今のところ冬季の調査というのは、今考えていないところでございます。

(委員) ということは、42に関しては、調整ではなくて、しない、ということではよろしいですか。

(事業者) 44。

(委員) 42 です。

(事業者) 42 ですね。今、冬、調査といったところは、今、実施しないということで進めております。

(委員) 春季と秋季で間に合うだろうということですよ。

(事業者) はい。

(委員) 幼虫の初期段階において、技術的に正確な同定は可能ですか。

(事業者) そこは難しいと思います。

(委員) そうですよ。そうしたらそこは42の回答の表現はどのようなかと思うのですけれども。

(事業者) すみません、ちょっと音が途切れてしまいました。

(委員) じゃあ、もう一度言います。初期の段階については確認が難しいということですよ。

(事業者) そうですね。秋に羽化したような個体の初期段階というのは、種の特定というところは難しいかと思っておりますが、当然冬季に成虫へ変態する昆

虫は少ないと、というか、ないと思いますので、そののところ、春季に後期段階を迎えたところで、羽化をするのではないかと、変態ですね、変態すると思いますので、それらの確認が春季でできるのではないかなと考えておるところです。

(委員) 春季の確認が難しいのではないですかというお話をしたんですが、要するに、秋季ですね、幼虫の初期段階になると思いますけども、それが本当に技術的に可能なのかどうかということ。もし可能でなければ、ここに秋季というのが不相当だと思いますし、逆に春季だけで十分な調査が可能なのかどうかということですよ。

(事業者) 春季と秋季については調査を両方とも行いますので、冬季について今のところ実施は考えていないということなんですけれども。

(会長) 今の質問の趣旨はですね、40番のところ、秋と春、調査をしますと書いてあります。42番のところでは調整したいと書いてあります。これはどちらが正しいのですか、という質問に対しては、冬はやらないと、秋とか春を考えているというお答えでした。で、今度は、秋と春のことについてお尋ねさせていただいて、秋については、幼虫の初期段階と書いてあるけれども、初期段階の同定は難しいのではないのでしょうかと委員の方からお尋ねしたらそれは難しいと、難しいのにどうして秋にわざわざやるのでしょうかと、春だけでいいのではないですか、それではと。という趣旨なんです。

(事業者) はい、了解しました。

(会長) それ、難しいのであれば冬やれば済む話なので、それだったら冬と春やればよろしいのではないですか、という意見かと思うんですが、それについての御見解をお願いしたいということなんです。

(事業者) 考えとしましては、冬季に変態する昆虫類というのはいないと考えてですね、春に調査するというので、冬を越えたものについては、確認できるかなということを書いてあります。秋季について調査すると謳っているのは、秋季に変態をしていく昆虫類がおりますので、そういったものを把握するための秋季調査といったところを含めて今、春と秋の調査を実施するというので、進めておるところでございます。

(会長) はい、ありがとうございます。よろしいですか

(委員) 時間がありますので、わかりました。これで。

(会長) はい。ありがとうございました。では、委員の方から。

(委員) 35番の配置図、ありがとうございます。配置図を見て思うんですけど、異なる植生環境に調査ポイントを設けた点というのは適切だと思うんですが、パネルの大部分を設置するエリアに、調査ポイントがないのはなぜなのか教えていただきたいと思います。ここって、各ポイントから500mぐらいは離れているので、確認しにくいのではないかと思うのですが、任意調査だけでカバーできているのでしょうか。それが1点です。

次の38番のオオタカについての見解の方に当日御説明をいただけると書いてありますので、そちらの御説明もお願いいたします。

それから43番のサシバの渡りのルートに関する資料もありがとうございます。これはどこが出典なのか書いてないので、それも書いていただきたいなと思います。

以上、3点、お願いします

(事業者) 動物についてですので、気象協会が説明させていただきます。まず35番ですね、先生が言われたように、パネルとの、そういったところへの、少ないといったところがあるとは思いますが、今回の目的としてはですね、環境類型ごとにどういったものが生息するかといったところをですね、まずは系統的な調査といったところを目的として地点を選んでおります。その中で、後、任意観察といったところで、その他の重要種がメインになると思いますけども、そういったものの記録を行っていくと言ったところの調査を実施する予定としております。今のところ、猛禽類というところで調査を行っておりますが、鳥類の調査ポイント、必要なところとしてはですね、これからの実施になってまいりますので、順繰りに調査を実施していきたいと思っております。

次の38番ですね、オオタカの出現状況としてはですね、現状、猛禽類調査の中で、オオタカ、確認されておりますが、繁殖につながるような行動というのはですね、出てきておりません。回数も非常に少ない調査結果になっておりまして、今後、これからまだ継続して実施してまいりますので、その中で回数が多くなったりですね、したりあと、幼鳥と言ったところがですね、繁殖時期後半で、幼鳥が出てくるようなことがあればですね、周辺で繁殖している可能性が出てくると思いますので、そういった中で、またこのあたりの検討をさせていただきたいと思っております。

最後 43 番ですね、出典について失礼いたしました。こちらについて再度お示ししてですね、次回にしっかりとお示しさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(委員) オオタカなんですけど、早朝の活発な時間帯の調査というのはできているのでしょうか。

(事業者) それは繁殖初期に営巣地の空でよく鳴くとかというところの確認ということでしょうか。

(委員) はい、そうですね。

(事業者) そのあたり、定点とはちょっと別ですね、それに近いことはやった経過はございますが、それをなんていいますか、正式にはやっておりません。ただまずオオタカの飛翔状況というのを確認しないとなかなか、鳴き声がしそうな所というのがつかめないと思っておりますので、そのため、まずは猛禽類の調査、飛翔状況調査といったところを、とらえているところでございます。

(委員) はい、わかりました。では引続きよろしく願いいたします。

(事業者) ありがとうございます。

(会長) ありがとうございます。

(委員) よろしいですか、恐れ入ります。先ほど、ソーラーパネルの色については御説明がありました。47 番と 48 番についての質問です。ここは、ふじのくにの美しく品格ある邑づくりに選定されている、丹那盆地ならではの盆地景観となっています。今日いただいた函南町の方からも意見が出ているようですが、100 パーセントの緑の自然景観に突如、無機質な人工景観に変わります。そのことを危惧して、盆地景観という言葉を使っておりますが、シミュレーションの地点を示すというよりも、その盆地景観を全体としてどのようにとらまえているのかという点についてのお考えをお示し頂きたいと思えます。この回答からいたしますと、眺望点でシミュレーションする手法のみで、その景観評価ができるのか、ちょっと意識が異なっているのではないかということ、危惧し、発言させていただいております。

(会長) 事業者さん、御見解ございますか。事業者さん、聞こえてますか。

(事業者) 聞こえてます。

(会長) いかがでしょうか。

(事業者) 景観につきましては、県の環境影響評価技術指針のところにどういう視点で眺望点及び不特定多数の人が集まる地点とかを確認して予測・評価するという事は記載されてありまして、その中では今まで説明してきたような、調査の地点とかも設定しているのですけれども、そういう一般的な景観の検査と景観資源に対する影響ということで予測評価するようなことになっておりますので、ただ、今回は、こういう盆地景観という視点で評価すべきだということでございますので、そういった評価の方法の最新の知見を確認しました上で、対応していきたいというふうに考えております。

(委員) はい、そうですね。よろしく申し上げます。ここに、回答にあります景観資源というのは盆地景観ということで、この自然地形と一体になった**営みと調和した景観**がこの函南の美しく品格のある邑の景観が存在します。その辺、しっかり**踏まえ**評価していただきたいと思います。

事業者説明 (資料5)

(会長) はい、ありがとうございます。今日は、住民の意見に対する事業者さんの見解をいただくということになっておりますので、委員からの質疑応答は後程、その後にもう一度時間を取らせていただきますので、先に進めさせていただきますと思います。

それでは事業者さんの方から、住民の意見等に対する見解という部分での御説明をお願いしてよろしいでしょうか。それから合わせて、前回、お願いをした環境影響評価の項目の選定等について、法アセスでの記載項目を条例での記載に合わせていただくというお願いをしていたかと思っておりますので、そこについても説明を合わせてお願いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

環境影響評価項目の再選定結果の説明 (資料5の1~3・添付資料)

(事業者) それではお手元の資料5に従って説明させていただきます。まず資料5の意見で全般的事項の1から3でございますけれども、1につきましては項

目選定におきまして、県条例の技術指針に基づいて再選定をしました。その結果についてまず説明いたしたいと思えます。

お手元の資料の添付3というところで、環境影響評価項目の選定の一覧表を示しております。この一覧表の網掛けの部分につきましては方法書において選定した項目となります。水色の網かけは、県条例で追加した評価項目、県条例の項目の追加は審査会意見、函南町意見、県庁連絡会議意見等を踏まえて事業者判断で概ね選定いたしております。

続きましてこれらを選定した理由につきまして、添付5のところで説明をしておりますので、その内容について補足して説明をいたします。

まず、二酸化窒素、浮遊粒子状物質でございますが、工事関係車両の影響は土砂搬出量が多く、かつ、走行ルートに沿道に住宅等が存在することから選定いたしました。現段階で想定される台数は1日往復200台と考えております。

続きまして低周波空気振動でございますが、こちらは影響が小さいということで説明しておりましたが、その程度を確認するために、パワーコンディショナー等からの低周波空気振動の発生が想定されるのと、周辺に住居等が存在することから、選定することといたしました。

続きまして水環境の重金属等でございますが、地形につきましては、ソーラーパネルからの有害物質の公共用水域への溶出は想定されませんが、公共用水質の状況を把握しまして、供用後に事業の影響があることを確認するために選定いたします。

続きまして土地の安定性の予測、評価でございますが、こちらは供用時に想定しておきまして、盛土については、供用時と同じですので、選定しておりませんが、工事時の影響も明らかにするために項目を選定いたしました。

続きまして土壌・土砂の流出・堆積でございますが、これにつきましては、土地の安定性が盛土とか切土とか、土地の改変を行った場所の安定性への影響でございますけれども、伐採・伐根をした範囲につきましても、土壌・土砂の流出・堆積が想定されますので、その項目について、工事中と供用時について選定をいたしております。また傾斜地などの維持管理についても、この中で予測・評価していきたいと考えております。

続きまして、地下水の変化でございますが、造成等の施工による浸透水の減少により、丹那沢の周辺地域での地下水の利用影響が想定されるので選定いたしました。こちらにつきましても、工事中と供用時と両方、選定いたしております。

続きまして、河川の変化でございますが、造成等の施工により表流水の増加による河川・沢等の流量の変化が想定されるために選定しています。調査地を設置しますのでその効果を確認することといたします。

続きまして、人と自然とのふれあいの活動の場でございますが、工事用車両の走行ルートと函南町で散策ルートと「軽井沢・田代公民館から歩く会」並びに「函南サイクリングマップ」の「半日コースⅠ」が示されていますが、そのルートと重なることから、工事用資材等の搬出入の影響について、項目を選定いたしております。

続きまして文化財でございますが、こちらにつきましては、文化財の指定はないんですけれども、根府川通りということで歩道が対象事業実施区域に存在しますので、工事中と供用時について、それぞれ項目を選定します。

続きまして、反射熱でございますけれども、太陽光パネルの反射熱による影響は近隣に住宅が存在し、その影響が想定されますので、影響は小さいと思われまじけれども、その影響については明らかにするために選定します。

続きまして、地域交通でございますけれども、こちらにつきましては、軽井沢地区の道路の幅員が4.5mと狭いことから、交通安全への配慮が必要であることから選定しております。

以上が項目の再選定の結果についての説明でございます。

引き続き、よろしいでしょうか。

(会長) 続けてお願いします。

資料5の2頁以降の説明

(事業者) 続きまして資料5に戻りまして、11番のところでございます。関係地域の影響範囲の設定根拠が示されていない、極めて狭いという御意見でございますけれども、これにつきましては前回鉄塔の見え方のお話しをしてきまし

たが、面的に広がっているので、その方法は適切ではないのではないかという御意見がございまして、まず、県条例の技術指針につきまして、どういうふうな影響範囲、調査範囲を設定しているかというのを確認しましたところ、調査地域につきましては、景観についてでございますけれども、景観が変化すると想定される範囲というのが調査地域でございます。また予測地域につきましては、景観が著しく変化すると想定される範囲ということで、眺望点につきましては、主要なものを調査するというふうにしたいでございます。そういった観点がございまして、具体的な影響範囲というのは示されていないんですけれども、一方、環境影響評価法の面整備事業影響評価マニュアルというものがございまして、これにつきましては、景観は約3キロ程度の範囲が目安となると記載されております。しかし景観の予測地点の評価としては影響が著しいと予測された場合には、追加の環境保全措置等の変更で対応したいというふうに考えております。

続きまして大気質関係で4ページでございます。まず大気質の1から3につきましては、気温の上昇について、気温の上昇がないと判断されることについて、意見がございました。こちらにつきましては、1番の回答で示していますように、残置森林の設置等による保全対策によって、気温上昇とみられる影響の低減を図っておりますが、反射熱について項目を選定し、環境保全措置を検討した上で調査、予測・評価をすることといたしました。

続きまして4番の工事用車両の排ガスでございますけれども、こちらについては4番の右側の事業者見解の下の方に示していますように、工事用車両の影響程度を再確認するために二酸化窒素および浮遊粒子状物質について項目を選定しまして、準備書においてその寄与分を予測・評価いたします。また工事車両のピーク時において影響が大きいと予測された場合は、軽井沢公民館前などの土地が借用できれば沿道の二酸化窒素や浮遊粒子状物質の測定などの環境監視を検討したいというふうに考えています。

続きまして7ページのところで、騒音振動のところでございます。住民等の3の意見の中で、稼働時における低周波振動についての影響について項目を選定してみたいということでございます。こちらにつきましては、メガソーラーの施設の近隣住宅で問題となる場面もありますので、項目を選定し、準備書で調査、予測・評価をいたします。

続きまして騒音振動の8番、9番でございますけれども、こちらにつきましては、道路交通騒音振動測定時の交通量調査についての御意見がございましたが、県道11号線の道路が狭くて、安全に配慮が必要じゃないかというような意見でございます。こちらにつきましては、先ほど説明しましたように、道路の幅員は

4.5m と狭いことから、地域交通への影響、安全への影響が考えられますので、調査、実施、評価をいたします。また大型車両、工事車両など交通安全上の配慮につきましては、道路監視員の配置など、環境保全対策などを検討していきたいというふうに考えています。それともう一つ、工事関係車両の影響を広範囲で調査すべきという住民意見もございますが、こちらにつきましては、道路断面で予測を行う予定にしております、対象事業実施区域から離れますと、工事用車両が分散されますので、台数が少なくなる対象事業実施区域周辺の影響が一番多いと思いますので、そこで評価を行いたいというふうに考えています。

続きまして、水質でございます。水質の1から3でございますけれども、こちらは底生の水生生物の調査でございます、こちらにつきましては、さきほど説明したとおりでございます。

続きまして、水質の5でございます。水質で、除草剤を使用しないということと、太陽光パネルの重金属や除草剤の影響についてどう考えているのかという御意見がございます。見解としましては、除草剤は使用しないと、太陽光パネルの機種については可能な限り有害物質の少ないものを選定するという事で、影響は小さいというふうに考えていますが、まず水質の重金属等を項目として選定しまして、予測・評価を考えています。また水質の調査につきましては、大雨のときの影響という話もございますので、平水時と降雨時に1回調査をしてリスク評価をしたいというふうに考えております。

続きまして、水質の10番と11番と12番でございます。大雨の時の濁りについてでございますけれども、こちらについては、先ほど説明しましたように、面整備事業のマニュアルによりますと、生活環境への水の濁りの影響ということで、人間活動からみられる日常的な降雨条件としていますが、安全に配慮して可能な限り雨量が多い降雨時に調査をしたいというふうに考えております。

続きまして、土地の安定性、12頁の1～9についてでございます。まず1のところの回答でございますけれども、土地の安定性につきましては、ボーリング調査を実施しておりますので、その結果を基に盛土が最大になった場合の通常時及び地震時の安全を予測・評価いたします。また工事中及び供用後の環境監視についても検討いたします。まず地形改変の景観になりますけれども、地形改変がないものの森林伐採やパネルの設置が行われる土地の安定性につきましては、土壌・土砂の流出、搬出のところで、環境保全措置を検討しまして、定性的に予測、評価するよういたしますので、活断層や破砕帯及び火山噴出物の堆積した脆弱な土質であることを踏まえた上で検討してまいります。

続きまして、2番のところの回答の後半でございますけれども、当該施設の影

響によって発生した災害等への対応については、地元と協定締結を検討するなど真摯に対応していきたいというふうに考えております。

続きまして、地下水の変化ということで、14頁の1から4と土地の安定性の4番に、地下水の変化の影響を示していて、まず4番のところで、対象事業実施区域の今7地点でボーリング調査を行っているんですけども、被圧地下水深井戸が確認されてなかったことから、対象事業実施区域周辺の簡易水道等への影響は考えていますが、12頁の4のところ、事業者見解で書いていますように、調整池B予定地のボーリング調査結果によると、表層に帯水層が確認されていますので、降雨時には表層に水が溜まってそれがあふれて、湧水として、丹那澤の下流に流出していく可能性がありますので、地下水の変化については項目として選定し予測、評価するといったしました。

続きまして、15頁の河川の変化でございます。河川の変化につきましては、3番の見解の後半に書いてございますように、十分な容量の調整池を設置し、雨水の排水量を調整することで、河川流量の増加を抑制しますが、その状況を確認するため、河川の変化について項目を選定し、予測・評価をいたします。

次が17頁の土壌・土砂の流出、堆積でございますけれども、パネルの下の造成緑地については定期的な見回りを行う予定です。また、状況に合わせて対策をしております。浸食対策については、土壌、土砂の流出、堆積で、項目を選定しましたので、準備書の中で予測、評価し、土壌・土砂、流出の対策についてのリスク評価を行ってゆきます。

続きまして、動植物生態系についてでございます。18頁の1番でございますけれども、猛禽類の繁殖期の営巣地付近の保守点検の回避は重要であるという点でございます。方法書において示している重要種については、一部を除き多くが文献、資料により確認された種を示していますけれども、今後につきましては、現地調査により、猛禽類の営巣地等の状況が確認された場合には、御指摘のような対応で、保全対策について検討し、準備書にお示しいたします。

次が、24頁の29番でございます。動物の調査範囲でございますけど、こちらにつきましても、道路環境影響評価の技術手法では対象事業実施区域から250m、面整備事業環境影響評価技術マニュアルでは200mとされていることから、こちらを包括します300mの範囲としております。植物の調査につきましては30番の意見でございますけれども、植物の影響範囲を300mと想定しているが、調査範囲は、300mを十分に包含していないように思われるという意見でござい

ますけれども、調査結果は対象事業実施区域を中心に可能な範囲で網羅的に実施できたと考えておりますが、植物相及び植生については、追加で調査を実施することといたします。

次に 27 頁の景観についてでございます。1～17 が景観の意見でございます。意見 1 は影響範囲についてで回答のとおりでございます。地点の追加については 4 番、5 番、8 番、9 番、11 番ということで意見が出されています。それについては 4 番の見解のところで示していますように、主要な眺望点につきましては、景観の一般的な観点及び可視領域を参考に、2 日間現地調査を実施した上で 9 地点を選定し、ここで、伊豆スカイラインの西丹那駐車場の調査地点は道路脇の駐車場であることから、シークエンス景観地点と考えることもできます。計画地方向の眺望では、田代盆地、軽井沢、丹那盆地のジオサイトが同視野ですので、景観資源の眺望の変化を評価することになります。

続きまして、景観の 10 番の意見でございます。景観の調査について最低でも、も四季の調査が必要であるという意見でございます。景観の調査につきましては、落葉期がパネルの状況が見やすいということで、その落葉期とある程度、植物が繁茂した繁茂期としましたが、四季の調査を検討することにいたしました。

続きまして、12 番、ユネスコ世界ジオパークとの整合についてです。伊豆スカイラインの西丹那駐車場からは函南町内のジオサイトである軽井沢、田代盆地、丹那盆地のジオサイトを対象事業実施方向に眺望することができます。ジオサイトを景観資源として設定し、景観資源の眺望の結果を予測・評価することになります。

続きまして、30 ページの文化財ですけれども、対象事業実施区域には古道である根府川街道が存在しますので、本事業による直接的な改変が想定されることから、文化財としての指定はありませんけれども、項目を選定し、調査、予測、評価いたします。

31 頁の人と自然との触れ合い活動の場でございますけれども、見解に示しましたように、散策ルートがございますので項目を選定し調査、予測・評価いたします。

33 頁の反射光でございます。ここからの、3 番の意見の見解のところに示していますように、ソーラーパネルの影響については、景観及び反射光についての予測を行います。予測に際して可能な限りの具体的な環境保全措置を検討した上で、どのような時にどのような影響が想定されるかなど、定性的に評価した

いと考えます。また、景観の定量的な評価については新しい知見が確認できれば、その評価方法について検討します。

1 番の反射熱、そこに示しますように、太陽光の反射率は高層ビルの省エネガラスが 20～50%に対しソーラーパネルは 8%です。パネルの設置による反射率の変化はそれほど大きくないと考えられますが、温度上昇に対する住民懸念があることから、反射熱について項目を選定し、調査、予測・評価することといたします。

続きまして、34 頁の地域交通でございます。地域交通の 3 番でございます。資料に示してありますように、軽井沢地区の道路の幅員が 4.5m と狭いことから、交通安全への配慮が必要であるため、地域交通を選定し、調査、予測・評価をいたします。

最後に、その他でございますけれども、送電線からの電磁波光害ということですが、本事業の系統連携は、田代地区の北東に位置する東京電力の鉄塔に接続しますのでその位置については準備書に記載します。また、電磁波等の健康影響については過去の発電事業で問題となったことはないことから影響は想定されません。

以上が、事業についての事業者からの説明になります。

質疑応答

(会長) はい、ありがとうございます。今日、文書で準備していただいた見解書の資料のすべてと思ってよろしいんですね。他に事業者さんが説明用に準備されているものはありませんよね。大丈夫ですね。わかりました。それでは今御説明していただいた資料に沿って、これから質疑応答をしたいと思いますので、委員の皆さんから積極的な御意見、御発言をよろしく願います。

どうぞ、どなたからでも。

(委員) 先ほどの資料 4 のことです。今の説明の前に説明くださった。

(会長) 資料 4 ですね。

(委員) そちらの方です。会長が県の影響評価条例に基づいた項目選定をと御発

言くださって、今回の資料は、すごくわかりやすくなって、よかったと思っています。これは意見というより、追加でお願いしたいことです。景観のところでは、ここでは**事業建設地が**、視野範囲にしっかり**入ります**ので、造成等の施工による一時的影響のところにも**景観の項目**に○をつけていただきたいという御要望**したいと思います**。先ほどの御説明では、景観評価として、造成等施工による一時的な影響というところは、評価をしないようになってい**ますが**、この場所はしっかりと**視認されます**ので、工事中の影響についても御検討いただきたいと思**います**。

(会長) 資材の搬入搬出というところですね、それを、要望。

(委員) そうです。

(会長) 造成等の施工による一時的な影響。

(委員) 影響のところ、景観のところにも○をつけていただきたいと考えています。

(会長) 事業者さん、いかがでしょうか。いま、添付資料の表の4の1-3、環境影響評価項目の選定というところの6景観の「工事の実施」というところに何も○が付いていないのですけれども、工事の施工中の影響というのものもあるのではないかということで、この造成等の一時的な影響というところにも項目として選定をしていただくということで委員の方からいま御意見ですけれども、いかがですか。

(事業者) 工事中につきましては、いろんな段取りがいっぱいありますので、開発が終わってパネルを設置した段階が一番広い範囲を改変した状況ですので、その造成、工事中については対象としておりません。

(会長) その工事中、工事の実施というのは工事が終わった後のことを言っているのではなくて、工事中に発生するおそらく一番変化の大きい景観の時を工事中の影響として捉えるという解釈だと思**うので**、終わってからやるのではなくて、工事中に及ぼす影響の中で最も大きい時期を選んでそれを工事中の一時的な影響として捉えるという解釈です**よね**。

(委員) できましたら、段階的な**工事工程**とスケジュールが**組まれるのか**。今後になるかと思いますが、段階的な整備についての影響を、**的確に**予測、評価して

いただきたいと思います。よろしくお願いします。

(会長) よろしいでしょうか。

(事業者) 時期と段階については、一度、工事計画を確認しまして、もう一度検討させていただきます。

(会長) 多分、先ほどお答えいただいた方の御発言はおそらく工事が終わった時が一番、裸地が広がっているとかそういうことでおっしゃったのかなという理解をしておりますけれども、それを含めて工事中のいくつかの段階の中でやっていただけるように、御検討をお願いできればと思います。そんな趣旨でよろしいですか。

(委員) はい、ありがとうございます。

(会長) ほかにございますか。はい、委員、お願いします。

(委員) 電波障害のこととか、いろいろ懸念される事項があるんですけども、音波に関しては何か情報を持っていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいです。盆地という特殊な地形なので、音の共鳴とかは起こらないのでしょうか。教えてください。お願いします

(会長) 事業者さん、聞こえてますか。

(事業者) 電波障害につきましては、構造物を設置した場合は構造物より反射、広がるのでリスク評価いたしますけれども、盆地のどういった影響について検討しなければいけないかというのが、理解できません。

(委員) 音波。音です。音波について、よく狭いところでは共鳴って起こると思うのですが、電波障害とかということのほかに、パネルが広範囲にいっぱい設置されたことによって、共鳴が起こるんじゃないのかなというふうに思ったので。推論なんですけれども、例えば雷が鳴った時とか、そういった時にもっと大きい音になったりとか、花火を上げたりしたときに、今までと違った音の現象が起きたり、そういった普段とは違うようなことが起きたりはしないのかなと思いました。例えば、防災無線などでアナウンスがされた時に、それがパネルに反射して、またほかの音と共鳴したりして、普段とは違ったような音が発生しないのか

なというふうに、日常の生活への影響が懸念されたのでお聞きしました。

(事業者) 今、御質問があったのは、雷の音とか防災無線の音への影響がないかということですか。

(委員) そうですね、盆地という地形から、そういったことが懸念されないのかなというふうに思ったので、要するに普段とは、一般とは違ったような構造物が山の斜面に広範囲に広がるということは、今までとは違った現象が起きて、不思議ではないわけですね。一般的な反射光とか電波障害とかに関しては、事業者さんが見解を述べているんですけども、音波、共鳴、そういったキーワードから検討されたりはしないんでしょうか、ということです。

(事業者) わかりました。音についてはですね、地表面にパネルを設置しますので、その影響で生活環境に対する影響は、直接は想定されないと考えております。

(委員) 想定されないという根拠がどこにあるのかということは今後証明していただきたいと思うので、今判断をしていただかなくても結構です。今後起こり得るあらゆることを想定していただきたいという私の希望です。よろしく願いたします。

(事業者) それでは検討させていただきます。

(会長) はい、ありがとうございます。ほかによろしいですか。委員から願いたします。

(委員) 資料5ですね、12頁のそれから15頁の4に関連することですけれども、実はこの地域、ここ30年間で平成10年ですか、8月に大きな豪雨がありました。それから2019年に台風19号がありました。平成10年の豪雨では、丹那の観測所で降雨量288ミリを記録し、下流域の柿沢川周辺では、大きな森林被害が出たようです。それから2019年の台風19号についてですけども、この時も、この地域の近くで、大きな土砂災害があって、水道が寸断されたようなこともありました。非常に雨が深い地域ということが言えると思いますけれども、こういった降雨量を参考にしておそらく、調整池の容量というのが決められると思っています。例えば、急傾斜地が周りにありますけれども、土砂の流入による容量の低下の可能性みたいなものは想定されているのかというのがまず1点です。100パーセント確保されての想定になっていると思うんですけども、こう

いう地形を考慮されているのか。

それからもう1点ですけれども、平成10年の時に丹那・畑・桑原等で、土砂崩壊が400カ所以上ということが書かれてますけれども、この平成10年の時に、それから2019年の19号台風において、事業予定地、その中で、土砂崩壊のようなものが確認されているのかどうか、以上2点です。

(事業者) 調整池の中に必要な沈砂池は確保しておりまして、大雨などで溜まったらすね、現地を確認して浚渫できるような体制を取ります。沈砂池に溜まったらくみ出して、次の降雨に対応していく計画です。沈砂池の容量は林地開発の基準に沿って計算しています。

(会長) 以上でしょうか。

(事業者) 台風による土砂崩壊は、現状では確認されておられません。

(会長) 委員、よろしいですか。

(委員) そうですね、確認されてないということですが、多分しっかり函南町の方に確認をしていただいて、そういう話しでしょうか。田代、軽井沢、丹那、畑、桑原等。

(事業者) 台風が通り過ぎた後ですね、県の方から土砂災害の確認に来られていまして、その確認の結果、発生していないということを確認していただいております。

(委員) それはあくまでも2019年のことなんでしょうけれども、私が聞いているのは、もう一つは、平成10年、1998年のことなんですけれども、おそらく函南町に資料が残っているのではないかと思うんですが、その辺については。

(事業者) 災害の状況につきましては方法書には記載しておりませんでしたので、函南町から災害の情報を収集いたしまして、準備書に記載するように予定しております。その中で、1998年の台風の情報についても収集するように致します。

(委員) それと今回答を頂けていない部分がありまして、降雨時に、要するに大量の雨が降っている時に、例えば土砂が流入した、するような、そういった可能

性については想定をしてないということでしょうか。

(事業者) 普通の場合の土砂の流出量は林地開発の基準で決まっていますので、それに対応する設計しておりますが、土砂の崩壊に関しては設定できないので計算等はしておりません。

(委員) ということは、例えば大量の降雨があつて、ここで調整池に土砂が流れ込んだ場合には、所定の容量が確保されない可能性があるということですか。

(事業者) 二次災害が発生した場合は、既定の量があくまでも基準に沿ったぎりぎり、災害に対する可能性については・・・

(会長) いかがですか。御発言がありますか、それとも御発言がないですか。

(事業者) 土砂災害に関しては想定はしていません。

(会長) 想定していない。この地域は過去に災害と言いますか、降雨に伴う色々なことが起きているかと思えますので、住民の方も心配されているかと思うんですが、今の御発言というのは、「災害については考慮していない。災害が起きることは想定していない。」ということですか。環境アセスは、今日、最初に言いましたように、災害そのものを扱うわけではありませんが、災害を引き起こす素因となるような土地の安定性とか、土壌の流出や、そういったものについては、このアセスの中では議論の、審議の対象になっています。この時点では、全くそういうことを想定せず、土地の安定性とか土砂の流出、そういったものまで、予測、評価を考慮しないという事にもつながりますが。

(事業者)・・・

(会長) 災害の素因となる要素については、しっかり想定をして御検討をいただくということでなければ、土地の安定性とか、そういうものを、土壌の流出とか土砂の流出とか、そういった自然現象に伴う環境への影響というのは予測し得ないと言いますか、しなければいけないのに予測しえないということになってしまうので、最初から想定されないということは少し我々としては考えにくいというか、受け入れにくいですけども。

(事業者) この事業について先に林地開発を取っているのです、認識がちょっと今、

災害に対して配慮しているという御説明をどのようにすればよいのかわからないところがあるんですが、林地開発の審議をする上では、そういった災害を踏まえた上で、基準にのっとって設計をして、できるだけ災害が起こらないように計算や、調整池や堤体を設計しているんですが、それをした上でさらに災害を想定したとするところを、今後考えていくべきだという御意見でしょうか。

(会長) 林地開発の方は、あくまでも森林法に基づいて林地開発の許可をどうかを判断する根拠として、調整容量とか、降雨の確率とか、そういったものを想定した上で基準が作られており、その基準を満たすだけの容量を持った調整池を作って頂かなければ、許可はできないという判断がされるものです。一方で、環境アセスの方は、事業者さんが事業を行うにあたって、その地域で災害につながるような素因として、例えば土地の安定性とか土砂の流出とか土壌の流出とかそういったものを、事業者の御判断として、どこまでやるのかということが十分に想定されていて、それに基づいた予測、評価が行われているかどうかということを、我々としては、専門的な知見で意見させていただくという趣旨になっております。

林地開発の方は森林法に基づく許可基準を満たしているかどうかという判断であって、こちらの方は、環境影響評価条例に基づく判断でして、環境影響評価と森林法という別々のルール、それぞれが補完しながら、連携するということになっていけば、今御発言のあったようなことになるのかもしれないけれども、現在、静岡県では森林法に基づくルールと環境影響評価に基づくルールというものを、それぞれ連携させるというよりは、それぞれが別々のルールのもとで判断をする、評価をする、というルールになっているので、林地開発の許可が下りているから、その基準に沿っているから、災害が起きない、十分にもう検討をされているというふうには、我々は考えておりません。林地開発許可の基準に沿って、必要な調整容量のもつ調整池を作っていたいただくのは当然として、それとは違う、環境アセスという視点から、しっかりと土地の安定性や土壌の流出、つまり将来の災害につながるような自然現象に基づく影響というものが想定されていて、しっかり対応されているのかという視点で審査をさせていただくと、いうことになっています。

前回、ちょっと最後にお話しをさせていただいたんですが、林地開発許可基準の容量を確保しているから、もう災害は起きず、災害は想定されない、だから環境アセスをやらなくてもいいというふうにはならないので、環境アセスは、環境アセスとしてしっかり住民の意見、函南町の意見それから我々の審査会の意見、そして県庁連絡会各課の意見を踏まえて、御提案をいただければというふうには考えております。いかがでしょうか。

(事業者) 承知いたしました。次回の審査会までにその点を改めて会社としても考えて、改善させていただきます。

(会長) よろしくお願いたします。時間もだいぶ過ぎてきたんですけど、吉崎の方からもう一度ちょっと確認をさせていただきませんか。添付資料の表 4.1-3、前回、静岡県環境影響評価条例で記載すべき項目、項目の選定とそれから法アセスに基づく項目とは少し違っているのので、我々は静岡県環境影響評価審査会なので、静岡県環境影響評価条例に従っていただきたいというお話しをしたんですが、この表 4.1-3 の項目の選定という一覧表と、次の表 4.1-4(1)、(2) という項目として選定する理由の項目の順番と言いますか、挙げ方とか順番が微妙に合致していないので、非常に読みにくいんですね。非常に読みにくいです。そこをもう一度、しっかり御検討いただいてですね、整合をとっていただきたいです。それで順番は変えないでいただきたいのです。抜いた場合、つまり項目として選定しなかった部分についてはしっかりと、次の表 4.1-5 のところに選定しない理由というところに書き上げていただかないと、なかなか読み切れないですね、順番が違ったりすると。その整合はこれからずっと、ここで違ってくると、多分、準備書段階でも我々は指摘させていただき、評価書段階でも指摘させていただくことになるので、この時点でしっかり整合をとっていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

それから前回も言いましたけど、気象のことはすごくこの函南町では重要なことかと思うんですけども、前は網代のデータを方法書で提示していただいて、是非三島のデータも、入手していただいて、どちらのデータを採用するのが一番この函南町の気象の特異性を理解するのにいいかを話をしたんですが、これは函南町の町長さんの意見の方にも書いてありますけど、国土交通省の丹那観測所というのがありますよね。そこでは、おそらくリアルタイムも含めて降水量・降雨量の調査というデータが出ているんじゃないかと思うんですけども、事業者さんはそのことについてはもう把握されておりますか。

(事業者) そのことについては把握しておりまして、過去も含めて 1970 何年からか、すべてのデータがそこに情報としてありまして、収集することができるようになっております。

(会長) まだ収集はされてないですか。

(事業者) いえ、住民意見の見解を書く上で、台風時の雨量とかは、そのデータをもとに説明させていただいております。

(会長) おそらく先ほどから出ている土地の安定性だとか土砂の流出、それから林地開発の方でも、調整容量とか、必ず降水量のデータというのは基本として必要になってくると思いますし、函南町の気象特性というものを把握した上でなければ、今回のアセスの一番最初のところがなかなかうまくいかないんじゃないかというふうに思いますので、是非その辺、網代と三島と丹那測候所のデータをしっかり収集していただいて、準備書までの間にしっかり必要な調査をしていただきたいというふうには考えております。よろしく願いいたします。

(事業者) 承知いたしました。

(会長) じゃあ、ほかに委員の先生方、何か発言ございますか。事業者さんどなたか御発言がございますか。

(委員) 一点、質問させていただきます。資料5の6番についてなんですが、事業者さんはこれまで地元住民に対する説明会は何回開催されましたでしょうか。

(会長) 事業者さん、聞こえてますか。

(事業者) 聞こえてます。お待ちください。まず、方法書を縦覧する前に、地元で説明するよというので、3回説明会を実施しております。その後、方法書の手続の説明会につきましては2回。

(委員) 確認させて下さい。3回開いた後に2回開いたということでしょうか。

(事業者) 方法書の縦覧前に3回で、方法書の手続きとして2回でございます。

(委員) はい、ありがとうございます。おそらく住民説明会の時には、土地の安定性、それから自然災害に対する懸念そういったものについて、質問があったのではないかと思います。そうした質問に対して、事業者さんはどのようにお答えしてきたのでしょうか。

(事業者) 調整池の機能を中心とした林地開発の申請内容に基づく土地の安定性についての説明をしてきました。

(委員) 住民の方はそれで了解したという反応をいただいていますか。

(事業者) 了解という形をいただいております

(委員) 了解しました。この点は第3回に続く問題かと思いますので、今回はこのぐらいにさせていただきます。ただし環境省や資源エネルギー庁が示す太陽光発電施設の設置のガイドラインに関して住民の了解というのが十分得られていないというのはあまり適切な事例ではないというふうに考えます。以上です。

(会長) ありがとうございます。ほかにございますか。委員、よろしいですね。はい、ありがとうございます。じゃあ、委員お願いします。

(委員) 先ほど資料5のところの13番、先の委員会で、森下先生から御質問が**ありまして**、私、質問するのを失念いたしておりました。というのは、太陽光パネルを設置しますと、どうしても付帯施設が出てまいります。パワーコンディショナーとか鉄塔です。函南町の良好な景観形成のための工事の制限に関する事項というところがございまして、太陽光発電施設があげられております。ここで付帯の施設もそうですが、鉄塔がどこに設置されるのでしょうか。場所によっては、盆地を形成する一番大事な輪郭部分である稜線に設置される可能性が出てくることを懸念しております。パネルの設置は大変**広範囲になり**、自然の緑を人工的な**無機的な景観に変えてしまう**ことにすごく気がとらわれて**いましたが**、鉄塔や送電線などの**付帯施設についての**予測は、どのような方法で考えられているのかということ、次の回までに示していただきたいと考えております。以上です。

(会長) ありがとうございます。事業者さん、聞こえましたでしょうか。

(事業者) すみません、もう一度、お願いできますでしょうか。

(委員) 先ほどの資料5ところで、29頁のところになります。先の委員会で、森下先生の方から、パネルの角度について懸念の声がありました。そして、大変この度の開発が広域で、視認される場所にあるということでもあります。それに加えて、太陽光発電施設の建設には必ず付帯の施設が付いてきます。例えばキューティクルであるとかパワーコンディショナーであるとか、送電線であるとか、鉄塔ですね。その鉄塔が、函南の丹那盆地のたぐいまれなる景観の稜線ですね、際

のところ立ってくる可能性が出て来るというようなことを心配しております。この函南の景観形成のための制限というところでは、風力施設については稜線上、丘陵地、高台に設置しないように配慮するというような項目も記載されておりますので、その辺、今後の建設計画の中でこの付帯の施設についての予測評価というものをお示ししていただきたいと考えています。以上です。

(会長) 確認できましたでしょうか。

(委員) 承知しました。

(会長) だいぶ時間がもう終わりの時間になっているんですが、さきほどの資料5の17ページを御確認をお願いしたいんですけども、緑化についてです。今回の方針でおそらく土砂流出を防ぐために早期に緑化をするという方針はいいとは思いますが、その後はどういうふうになっていくのか。例えばここは、造成緑地はサツキ、ツツジ等を用いると書いてありますが、これはずっとサツキ、ツツジとして維持していくのか、そういうことで緑化をしようとしているのか、それとも、例えば5年後、10年後には、こういうふうな緑にするという緑化方針があって、それに基づいて、最初に入れるものがサツキであり、ヨモギとか芝とかメドハギということなのか。御検討をもう1回していただきたいんですね。単に、緑化をするということではなく、将来そこをどういう緑にするのかを想定した上で、どういう植物からまず入れていって、5年後、10年後に、どういう緑を想定するのか、想定した場合、最初にこういうものを入れていくんだという、そういう思想性が必要ではないかと思います。特に、今回のこの事業予定地には、御存じのように国立公園の第2種特別地域を含んでいるわけですよ。そうすると国立公園の第2種特別地域を含むということは、それなりに緑化をする場合に、義務は生じないのかもしれませんが、国立公園の第2種特別地域に隣接する、若しくは含んだ地域であるということを意識した上で、緑化をしていく必要があるんじゃないかというふうに考えています。そうしたときに、単純に外来種であるヨモギ、芝、メドハギの種を播いて終わりというふうに見える。この文章からはそのように見えるので、しっかりと国立公園の第2種特別地域を含む、若しくは隣接する地域での開発事業であると、そういうことをしっかり踏まえて、こういう緑がここにはふさわしくて、その目的を達するために、こういう緑化計画を立てたんだというような説明がつくような御検討を是非お願いしたいというふうに考えます。

(事業者) 承知いたしました。

(会長) よろしくお願いたします。時間が予定の時間が過ぎているんですが、ほかになければ終わりますが、よろしいですか。

それでは事業者さんとの質疑応答はここまでとさせていただきますが、事業者さんにおかれましては、今日はいろいろな意見が出されましたので、そのことを踏まえまして、次回の審議会までに御準備いただければと思います。

それから今回コロナの影響があつてズームで開催をしているので、いろいろやりにくいところがあるんですけれども、それにしても、ちょっと一つだけお願いしたいことは、我々からの質問に対して、まずどなたが最初に受けていただけるかを事業者さんの中でお決めいただけないでしょうか。そうしないとですね我々の発言したことが聞こえているのか聞こえていないのかがよくわからないし、どなたが最終的にコントロールされているのかもわからないので、最初にどなたかが受けていただいて、その方が実際に答えていただく方をご指名をいただいて、その方が御発言をいただくというような部分をどなたかに背負っていただけるとありがたいと思うんですが。こちらから発言してもどなたが答えるかが分からない、それから、聞いているのかもわからないと、なかなか効率よく審議会も進められないので、次回までに申し訳ないですけれども、そういったところを事業者さんの中で、しっかり御検討いただきましたというふうに思っております。

それから大体、質疑応答、想定されるかと思しますので、事前に、これは私が言うべきことではないかもしれませんが、事業者さんの中で想定問答、事前の準備をもう少ししていただけると、効率的に進められるかなという希望です。すみません。よろしくお願いたします。

(事業者)わかりました。

(会長)じゃあ、質疑応答はここまでといたします。事業者さん、どうも長い間ありがとうございました。じゃあ、事務局のほうへ進行をお戻しいたします。よろしくお願いたします。

閉 会

(事務局)御審議ありがとうございました。事業者の皆さんには、ここで御退席いただきます。ありがとうございました。

(事業者)ありがとうございました。

(事務局) 今回いただきました御意見につきましては、事務局で取りまとめ事業者と調整の上、次回、審査会で御報告させていただきます。

事務局から御連絡いたします。次回の審査会は、引き続き(仮称)函南太陽光発電事業にかかる方法書の審議を6月9日水曜日に開催する予定としております。改めて御案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは令和3年度第2回静岡県環境影響評価審査会を閉会します。長い時間ありがとうございました。

(終)